

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜三十九 (略)</p> <p>三十九の二 <u>「搜索救助用位置指示送信装置」とは、遭難自動通報設備であつて、船舶が遭難した場合に、船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置の指示器上にその位置を表示させるための情報を送信するものをいう。</u></p> <p>四十〜九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一〜三十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四十〜九十三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(型式検定を要する機器)</p> <p>第十一条の四 法第三十七条第三号の船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるものは、旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話(旅客船に限る。)、衛星非常用位置指示無線標識、<u>搜索救助用レーダートランスポンダ及び搜索救助用位置指示送信装置とする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(型式検定を要する機器)</p> <p>第十一条の四 法第三十七条第三号の船舶に施設する救命用の無線設備の機器であつて総務省令で定めるものは、旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するものに備える双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話(旅客船に限る。)、衛星非常用位置指示無線標識<u>及び搜索救助用レーダートランスポンダとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

(具備すべき電波等)

第十二条

1～4 (略)

5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F-B電波一五六・五二五 MHz 並びに F-D電波一六一・九七五 MHz 及び一六二・〇二五 MHz の電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F-B電波一五六・五二五 MHz の周波数を送ることができるものであることを要しない。

6～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
(略)	(略)
捜索救助用レーダートランスポンダ	QON電波九、二〇〇 MHz から九、五〇〇 MHz まで
捜索救助用位置指示送信装置	F-D電波一六一・九七五 MHz 及び一六二・〇二五 MHz

(具備すべき電波等)

第十二条

1～4 (略)

5 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局は、当該無線設備において、F-B電波一五六・五二五 MHz、F-D電波一六一・九七五 MHz 及び一六二・〇二五 MHz 並びに F-D電波一五六・〇二五 MHz から一六二 MHz までのうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を送り、及び受けることができるものでなければならない。ただし、簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局においては、F-B電波一五六・五二五 MHz の周波数を送ることができるものであることを要しない。

6～8 (略)

9 次の表の上欄に掲げる無線設備を備える無線局は、当該無線設備において、それぞれ同表の下欄に掲げる電波を送ることができるものでなければならない。

無線設備	電波の型式及び周波数
(略)	(略)
捜索救助用レーダートランスポンダ	QON電波九、二〇〇 MHz から九、五〇〇 MHz まで

設備規則第四十五条の三の五 に規定する無線設備	A三X電波二二・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二八MHz 又は四〇六・〇三七MHz
----------------------------	---

10 ～ 13 (略)

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 (略)

一 (略)

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置
指示送信装置 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の
船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近
海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除
く。)の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従
事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域
とするものに限る。)であつて、船首、船尾又は舷側に開口
部を有するもの)の義務船舶局については、当該船舶に積載す
る生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとし
る。))

(二) (略)

(3) ・ (4) (略)

二 (略)

(1) (略)

設備規則第四十五条の三の五 に規定する無線設備	A三X電波二二・五MHz及び G一B電波四〇六・〇二八MHz 又は四〇六・〇三七MHz
----------------------------	---

10 ～ 13 (略)

(義務船舶局の無線設備の機器)

第二十八条 (略)

一 (略)

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 捜索救助用レーダートランスポンダ 一台(旅客船又は総
トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事する
もの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際
航海に従事するものを除く。)の義務船舶局については、二台
(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又
は近海区域を航行区域とするものに限る。)であつて、船首、
船尾又は舷側に開口部を有するもの)の義務船舶局につい
ては、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数
を加えるものとする。))

(二) (略)

(3) ・ (4) (略)

二 (略)

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。))

(二) (略)

(3) ・ (4) (略)

三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載す

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 捜索救助用レーダートランスポンダ 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。))

(二) (略)

(3) ・ (4) (略)

三 A一海域、A二海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局にあつては、次の機器

(1) (略)

(2) 遭難自動通報設備の機器

(一) 捜索救助用レーダートランスポンダ 一台(旅客船又は総トン数五〇〇トン以上の船舶であつて、国際航海に従事するもの及び遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(国際航海に従事するものを除く。))の義務船舶局については、二台(旅客船(国際航海に従事しないものにあつては、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限る。))であつて、船首、船尾又は舷側に開口部を有するものの義務船舶局については、当該船舶に積載する生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。))

る生存艇の数四に対し一の割合の台数を加えるものとする。))

(二) (略)

(3)・(4) (略)

2～10 (略)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一～七 (略)

八 搜索救助用位置指示送信装置を使用して、別図第六号に定める構成により行うもの

2・3 (略)

別図第六号 (第36条の2第1項第8号関係)

通報 の種類 (注 1)	反復 送信 回数 (注 2)	装置 の識 別信 号 (注 3)	航行 状態 (注 4)	対地 速度	位置 精度	経度	緯度	対地 針路
-----------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------	----------	----------	----	----	----------

測位 時刻	通信 状態
----------	----------

(二) (略)

(3)・(4) (略)

2～10 (略)

(遭難通信等)

第三十六条の二 法第五十二条第一号の総務省令で定める方法は、次の各号に定めるものとする。

一～七 (略)

(新設)

2・3 (略)

別図第六号 (削除)

--	--

注1 コード番号「1」であること。

注2 コード番号「0」であること。

注3 「970X₁X₂Y₁Y₂Y₃Y₄」の9桁の数字であること（X₁、X₂、Y₁、Y₂、Y₃及びY₄は0から9までの数字とする。）。

注4 コード番号「14」であること。

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。